

○議長 辻本 一夫君

次に4番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。件名1、性暴力根絶に向けた町の取組についてお伺いいたします。

平成31年に福岡県では性暴力根絶に向けた条例が制定され、基本理念や市町村の責務についてもうたわれております。そこで、性暴力根絶に向けた町の取組についてお尋ねいたします。

要旨1、この条例の11条に性暴力根絶等に関する教育活動について、県は専門的な知識及び経験を有する専門家、いわゆる性暴力アドバイザーを小中学校に派遣するよう定めております。

この事業に対する町の対応はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。性暴力アドバイザーの派遣制度でございますが、昨年度の令和2年度からこの制度を県がスタートしておりまして、現在は試行期間というふうに位置づけられております。芦屋町のほうでは本年度、芦屋小学校の5～6年生を対象としたアドバイザー派遣を受けるように予定されております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

では、どのような授業が行われるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

今回、小学5～6年生の講義については、おおむね3つのテーマで構成されます。

1つ目は、境界線を知るというテーマです。例えば自分と他人との関わりの中で、勝手に人に入って来られると不快に感じるような個人的な空間の境界線であったり、人の持ち物と自分の持ち物との境界線、体や性、気持ちや考え方の違いなど、目には見えない境界線というものについて、まず学んでいきます。2つ目は、コミュニケーションスキルとしての、相手に対して「嫌。」と言えるようになることを学びます。3つ目は、自分には信頼できる大人に相談できる権利があるということ学びます。以上の3つです。

講義は、講師と児童の双方向や児童間での対話が生まれるように質問と挙手やワーク等を使っ

令和3年第2回定例会（萩原洋子議員一般質問）

て進められ、講義の最後には児童へアンケートを行い、講師から特に覚えてほしいことについて改めて強調して講義は終了いたします。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、授業の流れをお伺いしたんですけども、もしもですね、性暴力を受けた児童や、この授業を受けたことで自分自身が性暴力を受けていたってということに気づく児童もいるかと思うんですね。そういったときは、すごくショックを受けるんじゃないかと思います。その点について、町の対応はどういうふうになされるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

議員御指摘の点に関しても県のアドバイザー制度に記載がありますので、そこからの内容で答弁をさせていただきます。

この講義を行うに当たり、事前に学校から保護者に対して、専門家をお招きし、性の健康と権利に関する講義を実施するという旨の文書で周知をいたします。その際、講義の日時や講師、講義の内容などを明記するほか、受講に当たり児童へ配慮が必要であるなどの事情がある場合は、事前に学校へ連絡していただくように依頼をいたします。児童に対しては、家庭へ周知する同じタイミングで学級担任から、外部講師を招いて性に関することやコミュニケーションについての授業をしていただくということと、授業に際して心配なことや気になることがあれば事前に先生に伝えてほしいという旨が伝えられます。

その上で個別対応が必要となった児童への対応といたしまして、1つ目は、授業前であれば児童や保護者と個別に面接を行い、無理のない範囲で安心して授業に参加できるようサポートを行います。2つ目、授業後に相談を受けた場合は、児童が安心して話ができる場所で児童が話したい相手がお話を聞く。話の内容にもよりますが、場合によっては保護者へ連絡するほか教育委員会や児童相談所へ通告し、対応を協議する。もしくは県が設置している性暴力被害者支援センターへの相談を勧めるなどの対応を取ることとされております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

令和3年第2回定例会（萩原洋子議員一般質問）

今、授業の流れのところですね、子供たちが相談できる権利があることを学ぶというところをお話されたかと思うんですけども、ただ、児童が被害に遭ってですね、急な相談があっても、保護者や先生方はやはり混乱されるのではないかと思います。また、相談を受ける側の理解が少し不足している場合はですね、二次被害を受けるという可能性もあるかと思うんです。

そこで、相談を受けた御家族等が、相談を受けても慌てず適切に対応できるよう、例えば保護者の方にも授業を見ていただくとかですね、PTA向けの学習会を行うとか、あと、そういうところに参加できない保護者に対しては理解を深めるためのプリントを御準備していただくとか、何らかの理解をですね、相談を受ける側も深めていただくような取組が必要ではないかなと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

先ほど答弁で申しましたのはごく一部でございまして、そのほかにも実施要項のほうには詳細に取り組まなければならないことがございますので、それらと、今、議員より御指摘いただいたことを踏まえまして、現実、今年度芦屋町で行う授業に対してどう対応していくかを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今回、県から委託を受けています「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のセンター長に確認したところですね、センターのほうでは対応できるんだけど、町のほうとかですね、自治体のほうからやっぱり要望とかがないといけないという話もありましたので、ぜひその辺ですね、しっかり打合せしていただいて、せっかくこれを取り入れていただくので、いい方向で進めていただきたいと思います。

要旨2、DV等を含む性暴力被害者支援に対する町の取組はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

DV等に関する町の被害者支援について回答いたします。

暴力には様々な形態が存在しており、周囲が気づかないうちに被害が深刻化したり、誰にも相

令和3年第2回定例会（萩原洋子議員一般質問）

談できずにいる状態となっている方がおられると思います。そのため、早期の支援がとても重要です。こうしたことから、福祉課では相談窓口の周知を行うとともに、庁舎内の各課で早期対応に向けた連携強化を行っております。連携強化につきましては、配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者の保護に対し、庁舎内の関係部署が相互に連携し、DVを受けた被害者への的確な支援が行えるよう令和3年1月1日に芦屋町DV等対策庁内連絡会議を設置いたしまして、被害者支援が行える体制づくりを行っております。

次に相談体制として、福祉課が被害者の身近な相談窓口となるべく、県等が主催している研修会に職員が参加し、相談対応のスキルアップに努めています。しかし、専門の相談窓口のように長年培った実績やノウハウを習得するまでには至っていないこと、相談者が役場の窓口での相談をちゅうちょすること、そのようなことがあることから、県が設置している専門の相談窓口を積極的に案内しているところでございます。

相談窓口については町のホームページに掲載するとともに、相談窓口の電話番号を記したカードサイズのリーフレット、こちらを役場女子トイレのほか町民会館、中央公民館、山鹿公民館、東公民館に配置し、町民の方への周知に努めているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今ですね、町のほうもいろいろ取り組まれているというお話をいただけたんですが、今の説明にあったカードなんです。これ、女性用のトイレに置かれています。で、私はこれを見て、ややちょっと印象に残らないなというふうにちょっと感じました。そこで、他町はですね、どのような感じでされてるのかなというふうにして、ちょっと調査してみました。

郡内の状況ですが、置いてあるカードは様々でした。県、内閣府、性暴力被害者支援センターなど本当にいろいろで、「1人で悩まないで」と書かれた独自のDV対策カードを作っているとことかですね、点字入りの人権110番カード、ヘルプカード、いのちの電話のカードなど、さらに「あなたのところは元気ですか？」と書かれたポップや、「ひとりで悩まず相談を」と書かれたパンフレットスタンドにとってもきれいにディスプレイしていた町もありました。また、広報でDV特集を組んだり、デートDVパネル展を行っている町もありました。「何だろう。」とまず興味を引くことが大切で、そのときは自分に関係なかったとしても、「あ、そうだ。あのときにあそこにあったな。」って思うだけで、そこに効果はあるんじゃないかと思います。

芦屋町でもさらなる啓発に取り組んでいただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

議員に御指摘いただきましたとおり、性暴力根絶に向けた取組の周知方法につきまして、広報紙を含めて参考になるところは取り入れていき、改善していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ぜひ、よろしくお願いいたします。

今、御説明したこのカードなんですけど、せっかくですね、設置されても、庁舎、公民館等に行かなければ見ることはないんです。で、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の相談状況なんですけど、コロナ禍で外出の機会が減り、友人などに相談することができず、以前に比べ専門機関につながるまでの時間がかかっているというお話でした。つまり、スムーズに相談窓口につながるための環境整備、相談窓口の周知が必要になってくると私は考えます。被害者年齢の7割が30代までとなっております。ほぼインターネットで育った世代です。

そこで、芦屋町のホームページを検索してみました。福祉課と生涯学習課がそれぞれ作成されているページが出てくるんですが、ややちょっと分かりづらいなという印象を私のほうは受けました。そこで他の3町はどんななんなってるんだろうと思ひまして見ましたところは、関連する相談先がまとめて、本当に詳しく案内されてました。すぐに内閣府などの関連リンクにつながります。DVの通報・相談フォームやメールでの受付なんかもされていました。

先ほど課長がですね、専門機関の県への窓口を積極的に御案内してるというところを考えればですね、町のそういったホームページですね、分かりやすくスムーズに専門機関につながるようなホームページの見直しなんかも今後考えていただきたいなと思うんですが、その点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

配偶者からの暴力防止や被害者の保護に関することは、生涯学習課が所管している芦屋町男女共同参画推進プランや芦屋町人権教育・啓発基本計画にも盛り込まれているため、福祉課と生涯学習課それぞれのホームページで相談窓口等の情報を現在掲載しているところでございました。

しかし今、議員御指摘いただきましたとおり、今後、検索しやすいようホームページの内容を

令和3年第2回定例会（萩原洋子議員一般質問）

改善していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

よろしくお願いいたします。

私ですね、実は昨日、生涯学習課にお伺いしまして、この芦屋町人権教育・啓発基本計画と男女共同参画推進プランの冊子をいただけてきました。事前にはネットでですね、検索はしてたんですけども、もう1回見てみようと思ひまして、見てみました。で、関連するところにですね、DV等の記載はあるんですけども性暴力のことは書かれていないんです。現状の計画では、性暴力はこのDV等の「等」に含まれるのかなというふうな認識をしました。ただ、「県も31年に条例を定めているのに、どうしてないんだろう。」と考えたところ、この2つの計画は平成25年に策定されておりまして、計画期間は10年です。男女共同参画については平成29年度に見直しを行ひまして、平成30年に発行しております。県の条例制定は平成31年なんですけど、策定当時、MeToo運動なんかは新聞とかではかなり出ましたので、町の性暴力に対する認識がちょっと薄かったのかなというふうにちょっと感じました。

しかし2020年度、性犯罪・性暴力被害ワンストップ支援センターへの相談件数は、DVほどではありませんが前年度比23.6%増の5万件を超えております。子供が被害を受けた場合、将来にわたって影響が続くというふうに県の指針でも示されております。今年度、小学校で性暴力アドバイザーの授業を予定し、令和4年度以降は本格的に子供たちへの性暴力根絶に向けた教育も始まります。どちらの計画も、そろそろ見直しの時期が近づいております。

今後、町でも性暴力についての計画の位置づけが必要だと私は考えますが、この点についてどうお考えかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

第2次男女共同参画推進プランと人権教育・啓発基本計画は、ともに計画終了年度が令和4年度となっております。このため次期計画策定に向け、今年度、双方の計画でそれぞれ住民アンケート調査を実施し、来年度には次期計画の策定を行う予定となっております。この次期計画の策定においては現行計画における評価・課題を反映させるとともに、アンケート結果や現行計画策定後に新たに発生した課題や法律・条例など、住民ニーズ及び社会情勢の変化・動向を反映させた計画づくりが必要だと考えております。

令和3年第2回定例会（萩原洋子議員一般質問）

また、この2つの計画策定は福祉や学校教育分野など関係する各所管課と連携して行い、目標を成し遂げていく必要があるとも考えております。萩原議員の御指摘の点につきましては、次期計画策定時において情報収集を行うとともに、関係機関と連携して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

では、ぜひ取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。件名2、今後の成人式の在り方について。

要旨1、民法改正による成人年齢引下げに伴い、令和4年4月1日以降は18歳が成人となりますが、受験や就職活動の大事な時期を理由に、町では従来どおり20歳を対象に式典を行います。令和4年度以降、2年を経過して行う式典、この「二十歳のつどい」の趣旨や方向性についてお尋ねいたします。お願いします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

現在の芦屋町の成人式は、主人公である新成人の方々に町及び教育委員会から成人への心構えや期待の言葉を贈るとともに、大人への第一歩を踏み出されたお祝いをさせていただき式として開催しております。萩原議員が御指摘のとおり、民法改正により成人年齢が令和4年4月1日から18歳に引き下げられた場合でも、芦屋町では名称を「二十歳のつどい」に変更し、20歳を対象に式典を開催することといたしております。

この決定について広報等を通じ現時点で告知した背景には、参加者が晴れ着などの予約等準備を行う関係上、まずは対象年齢を明確にする必要があると判断したものです。式典の趣旨整理や内容等今後の方向性については、これからの検討となります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今後の方向性はまた検討されるということなんですけども、今後も多くの新成人に式典に参加して思い出に残る伝統行事として続いて行ってほしいと思います。そのためには、参加したいという動機づけが必要ではないでしょうか。今までは、全て行政が考え準備していた。それを機に

当事者自身の手でプロデュースする実行委員会方式の式典も検討の一つに加えてみてはどうでしょうか。

実は、この実行委員方式を取り入れている築上町の担当者の方にお話を伺いました。ちょっといろいろ伺ったんですが、ちょっとお時間がないのであまりお伝えできないんですが、実行委員は新成人自身がですね、司会やスタッフ、いろんな企画・運営に加わってですね、成人式はとても親近感があり、一体感が生まれてとてもよいとの話でした。また、行橋市などの京築ではですね、保護者も観覧できるようにしており、築上町では昔から保護者観覧が当たり前の光景で、ここ数年は家族ぐるみで参加される方も多いそうです。

築上町は自衛隊の基地もあり、成人式の参加数も芦屋町とほぼ同程度で、規模的にも参考になると思います。今後、式典の方向性を考える上で、当事者の主体性に関わる実行委員会方式や保護者観覧なども検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

実行委員会形式の御提案ですが、各自治体で成人式を実施するに当たり、当事者たちが式の企画・運営に携わる方式を取っている自治体はこちらのほうでも把握しております。一方で、地元当事者が残っていないや、募ってもなかなか参加しない、年代で差異がある、この年代はすごく盛り上がるけど、この年代は盛り下がるといった、その対応には課題もあるようです。

芦屋町では当事者である新成人をお祝いするという観点から、企画・運営は町及び教育委員会が行ってまいりました。民法改正後、20歳での新たな式典を企画・運営していく上で当事者の皆さんが関わるという点につきましては、今後の成人式の在り方を検討していく上で参考とさせていただきます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

次に、令和4年度以降ですね、成人となる18歳の方に対する対応についてお尋ねしたいと思います。法務省のですね、成人式の時期や在り方等に関する分科会でも「18歳を対象として、成人に達したことの自覚を促すための教育的な行事、取組が行われることが望ましい。」との意見が出されています。令和4年度4月以降は、18歳に達するとローンを組むなどの様々な契約ができるようになる一方で、親がその契約を取り消すことができなくなります。消費者被害の拡大、少年法の改正も合わせて行われます。



令和3年第2回定例会（萩原洋子議員一般質問）

今後、成人となる18歳に対し、大人になったことを自覚するための何らかの取組が必要ではないかと考えますが、その点についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

現在、二十歳を対象とした式典を開催することは決定しておりますが、18歳時の取組については、現時点では特に計画はありません。御指摘のとおり、大人になりますと単独で契約締結ができるなど新たな権利が得られる一方、親権に服さなくなるということで、自らが大人としての義務と責任を負わなければなりません。また、このほかにも18歳という年齢では選挙権を有する年齢でもあり、令和4年4月1日からは男女ともに18歳で婚姻ができるようになるなど、18歳は節目の年とも言えます。

青少年健全育成の観点から、成人とは何か、大人になると何が変わるのか、また、成熟した成人として自分自身がどうあるべきなのかなどを促す必要性を鑑み、今後検討したいと考えます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ぜひ、よろしくお願いいたします。

要旨2、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息のめどは立っておらず、現在も緊急事態宣言中で、来年の成人式も感染症の影響が心配されます。今年の成人式の開催も危ぶまれましたが、担当課の御努力で無事に開催することができました。来年も、ぜひ安心安全に開催してほしいと思います。

そこで開催場所についての御提案をしたいと思います。来年の成人式も町民会館で開催する予定になっております。町民会館の大ホールの座席数は276席の可動式の椅子を備えております。今年はコロナ対策としてパイプ椅子で対応しました。成人式の参加者数は約140～150人程度で、隣と隣の間隔は規定どおりであったと思いますが、広めの間隔だなというふうな印象は受けませんでした。他の自治体では午前と午後、中学校単位など分散化を図っており、今後、検討も必要であると思います。

しかし、芦屋町には町民会館より大きい夢リアホールがあります。座席数も全体で700席あり、駐車場も充実しております。町民会館の場合、会場の入口前で車の乗降ができ、雨や雪の場合などお着物で参加される人たちにとってはメリットではあると思いますが、その分、人や車が行き交うため安全上の不安はあります。また、開催場所を夢リアホールにすれば、コロナ終息後

令和3年第2回定例会（萩原洋子議員一般質問）

は御家族の観覧も可能になると考えます。せっかく大きな会場があるのに来年も使われません。より安全に開催するため、今後、夢リアホールも開催場所の候補として検討していただくことはできないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

開催場所の御指摘ですが、確かに町内に100人以上の大人数を収容できる施設として、代表的なものとしては町民会館、そして、現在改修中のポートルース芦屋の夢リアがございます。開催に当たっては式典を行うホールだけではなく、通常であれば恩師との交流を行う会場など各設備が必要となってきます。以前、夢リアでも開催ができないかということを検討してみましたが、当時の施設では設備や人の動線など課題がありました。

改修後の夢リアでの開催検討につきましては、整備内容を把握し適切かどうか判断する必要があるため、今年度、来年の1月に行う会場利用は準備の関係上、難しいと考えております。今年度、来年1月の開催に当たっては、町民会館には換気システムも整備されてますので、昨年同様、国の感染症対策ガイドラインにのっとり、感染対策を十分に行った上で開催する所存でございます。一方で安全安心な式の開催には、参加者自身が密集をつくらない、会話を控えるなど、参加者の皆様の御協力も必要だと、我々だけでは成し遂げられないというふうに感じております。ぜひ御理解、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

なお来年度、令和4年度以降の開催場所につきましては、先ほど申しました今後の成人式の在り方を検討していく中で、併せて検討したいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

最後に、私の長男は既に成人式を済ましているのですが、当時、親が式典に行かないのは当たり前だと私は思っていました。その後、私は議員になり、2度の成人式に参列したのですが、町民会館のロビーで親子そろってうれしそうに写真撮影される新成人や御家族の姿を見る機会があり、今後みんなで祝える成人式にできればとそのとき感じました。

本来成人式とは大人になったことを自覚し、祝い励ますものです。しかし、今度からは「二十歳のつどい」になります。二十歳を迎えた者に対して地域や家族が大人としての門出を祝う機会として、また大人になるまで様々な形で支えてくれた家族や地域に対して感謝する機会として、ふると芦屋町を思い出し友人との再会を喜ぶ機会として、そんな「二十歳のつどい」にならない

令和3年第2回定例会（萩原洋子議員一般質問）

のかなと私は考えます。

ちょっとお時間短いのですが、町長のお考えがあれば少しお伺いできませんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

萩原議員のこの成人式の在り方についてということは、この成人式の在り方だけではなく、皆さん御存じのようにこのコロナ禍約2年間の中で、今からの生活の在り方、それから行事の在り方、たくさんあるわけでありますが、この部分についてもこの成人式の在り方というのは、今、課長からも説明がありました、萩原議員自らも言われましたように、まずは主人公は成人を迎える子供たちでございますので、成人を迎える方たちの意見をよく十分聞いてですね、それで、それなりに企画をして満足のいくような形でやっていくのが本筋であろうかと思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今後はしっかり御検討いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長 辻本 一夫君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。